

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月30日
【会社名】	シャープ株式会社
【英訳名】	Sharp Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 奥田 隆 司
【本店の所在の場所】	大阪市阿倍野区长池町22番22号
【電話番号】	(06)6621 1221(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート統括本部財務部長 山本 雅一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目2番3号 シャープ株式会社東京支社
【電話番号】	(03)5446 8221(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート統括本部財務部IRグループ 副参事 五十嵐 哲也
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 5,753,910,000円 ただし、上記は、平成25年3月22日提出の有価証券届出書の「第一部〔証券情報〕第1〔募集要項〕2〔株式募集の方法及び条件〕(1)〔募集の方法〕(注)4」に記載の発行価額の総額の暫定値であり、当該有価証券届出書提出時における見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	シャープ株式会社東京支社 (東京都港区芝浦一丁目2番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年3月22日に提出した有価証券届出書及び平成25年5月14日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、臨時報告書を平成25年5月30日に関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書を参照書類に追加するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__野で示してあります。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第118期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第119期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月7日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第119期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月7日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第119期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月8日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成24年6月28日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づく臨時報告書を平成24年7月9日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく臨時報告書を平成24年8月13日に関東財務局長に提出

8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく臨時報告書を平成24年11月1日に関東財務局長に提出

9【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく臨時報告書を平成24年11月5日に関東財務局長に提出

10【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく臨時報告書を平成24年11月20日に関東財務局長に提出

11【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく臨時報告書を平成25年5月14日に関東財務局長に提出

（訂正後）**1【有価証券報告書及びその添付書類】**

事業年度 第118期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第119期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月7日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第119期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月7日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第119期第3 四半期（自 平成24年10月 1 日 至 平成24年12月31日）平成25年 2 月 8 日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年 5 月30日）までに、金融商品取引法第24条の5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 に基づく臨時報告書を平成24年 6 月28日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年 5 月30日）までに、金融商品取引法第24条の5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号に基づく臨時報告書を平成24年 7 月 9 日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年 5 月30日）までに、金融商品取引法第24条の5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号に基づく臨時報告書を平成24年 8 月13日に関東財務局長に提出

8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年 5 月30日）までに、金融商品取引法第24条の5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号及び第19号に基づく臨時報告書を平成24年11月 1 日に関東財務局長に提出

9【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年 5 月30日）までに、金融商品取引法第24条の5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号及び第19号に基づく臨時報告書を平成24年11月 5 日に関東財務局長に提出

10【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年 5 月30日）までに、金融商品取引法第24条の5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号及び第19号に基づく臨時報告書を平成24年11月 20日に関東財務局長に提出

11【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年 5 月30日）までに、金融商品取引法第24条の5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号及び第19号に基づく臨時報告書を平成25年 5 月 14日に関東財務局長に提出

12【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年 5 月30日）までに、金融商品取引法第24条の5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号及び第19号に基づく臨時報告書を平成25年 5 月 30日に関東財務局長に提出